

## 北広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たしていますが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある事態となっています。

消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下するという強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催しました。

同検討会の報告を受けて、「非常勤消防団員の報酬等の基準」等を定め、各市町村に通知したところです。

通知では、消防団員の処遇改善等を盛り込み、各市町村においては必要な条例改正及び予算措置を実施することとされています。

今回の改正案につきましては、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行することとされています。

### 2 改正の概要

改正の元となる消防庁の基準等	改正（案）	現行
1 ○○市（町村）消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（例）による改正	第3条 <u>団長は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は市長の承認を得て団長が、次の各号のいずれにも該当する者のうちから任命する。</u> (3) <u>志操堅固で、かつ、身体強健であって、団員たるにふさわしい者</u>	第3条 <u>消防団員(以下「団員」という。)</u> は、次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て <u>団員を任命する。</u> (3) <u>志操堅固、身体強健で団員たるにふさわしい者であること。</u>
2 ○○市（町村）消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）による改正	第8条 <u>水火災又は地震等の災害</u>	第8条 <u>水火災の発生その他非常災害</u>

3 年額報酬と出動報酬の2種類に改正	第12条 <u>別表に定める年額報酬及び出動等報酬を支給する。</u>	第12条 <u>別表第1に定める報酬を支給する。</u>
4 費用弁償の改正	第13条 <u>団員が公務のために旅行する場合の費用弁償は、北広島市職員の旅費に関する条例(昭和44年広島町条例第17号)の適用を受ける職員の例により支給する。</u>	第13条 <u>団員が水・火災等出動、警戒・訓練等出動及び機械整備出動した場合又は公務により旅行する場合においては、別表第2に定める費用弁償を支給する。</u>
5 団員の年額報酬の改正	別表(第12条関係) <u>団員の年額報酬は年額36,500円</u>	別表第1(第12条関係) <u>団員の報酬の額は年額36,000円</u>
6 出動等による費用弁償を出動等報酬に改正	別表(第12条関係) <u>災害出動1日7,000円(4時間を超えた場合は4時間ごとに1日を加算する)</u> <u>警戒出動、訓練又は研修1日7,000円</u> <u>機械整備出動年額7,000円</u>	別表第2(第13条関係) <u>水・火災出動1回7,000円(4時間を超えた場合は4時間ごとに1回を加算する)</u> <u>警戒・訓練等出動1回7,000円</u> <u>機械整備出動年額7,000円</u> <u>研修旅費1日6,500円</u>

### 3 今後の予定

令和3年12月	庁議(骨子説明)
12月	総務常任委員会(骨子説明)
12月	パブリックコメント
令和4年1月	法規審査委員会
3月	第1回定例会 条例案提出
4月	北広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例 施行